## 緊急事態宣言 再延長! 気を緩めず 今度こそ収束を!

兵庫県への緊急事態宣言が明日から6月20日まで再延長されました。

依然として新規感染者数の1週間平均は100人を超え、医療体制の厳しい状況は変わりません。インド株など変異株の脅威も増しています。

事業者の皆様には、厳しい状況が続きますが、飲食などでの感染リスクの高い場面を生じさせないためのご協力をお願いします。

## 事業者の皆様へ

- 1. 飲食店等での対策の徹底
  - 酒類の提供及びカラオケ設備の利用を禁止してください。
  - 利用者による飲食店等への酒類持ち込みは禁止してください。
  - 酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等は、5時から20時までの営業 をお願いします。
  - コンビニ等の店先や路上等での飲酒禁止の呼びかけをお願いします。
  - 飲食店等では、感染対策の徹底をお願いします。
- 2 . <u>人流の抑制対策</u>
  - 多数の人が利用する大規模店舗など一定の集客施設は、土日休業と平日 20 時までの時短営業へのご協力をお願いします。
  - イベントの開催は、5,000 人以下かつ収容定員 50%以内とし、21 時までの 営業をお願いします。
- 3. 事業所・施設等での対策の徹底
  - <mark>各事業所や社会福祉施設等</mark>での従業員の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など基本的な<mark>感染対策の徹底</mark>をお願いします。
  - 社会福祉施設では、職員等の積極的な PCR 検査を実施してください。
  - 施設内で感染が疑われる事案(発熱など)が発生した場合は、ただちに保健 所に連絡し、指示に従ってください。
  - 従業員や施設の利用者の家族に症状(発熱など)がある場合や PCR 検査を受けている場合は、当該従業員の出勤や施設の利用は自粛してください。
- 4. 出勤者7割削減の推進
  - 〇 出勤者の7割削減を目指し、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議等の推進、取組状況の公表をお願いします。

令和3年5月31日

兵庫県知事 井 戸 蘇 五

※知事メッセージの多言語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・やさしい日本語)への翻訳については、県HP に随時掲載しておりますので、外国人の従業員等への周知にご活用ください。https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/ie12\_000000007.html